

11月25日～12月1日は
犯罪被害者週間です

犯罪被害者などが、受けた被害から立ち直り、再び地域で平穩に過ごせるようになるには、地域の人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。

犯罪被害者などの置かれている立場や支援の重要性・必要性を認識し、犯罪被害者などに対する理解を深めましょう。

土浦地区交通安全母の会連合会
世代間交流型交通安全教室

日 12月1日(出) 午前10時～正午
(受け付けは午前9時30分
から)

場 新治トレーニングセンター
内 反射神経測定、自転車シミュレーター体験、飲酒体験
ゴーグル、交通安全〇×クイズなど



☎ 生活安全課 (☎ 内線 2490)

年末の
交通事故防止県民運動

スローガン
家族より

大切ですか？
その一杯

実施期間

12月1日(出)～15日(出)

運動の重点

① 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

③ 飲酒運転の根絶

※ 年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されます。また、忘年会など飲酒をする機会が増えることにより、飲酒運転による事故も危惧されます。

※ 交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの順守と、正しい交通安全の実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図りましょう。

12月4日(火)～10日(月)は



☎ 水戸地方事務局

(☎ 029・227・9919)

《世界人権宣言70周年》

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち～

未来へつなげよう 違いを認め合う心

昭和23年(1948年)12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

人権は自分と同じように他の人にもあるということを理解するとともに、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

■ 特設人権相談

日 12月6日(木) 午前10時～午後3時

場 都和公民館

内 家庭内・近隣問題、いじめ・差別問題などで日頃から悩んでいることや、困っていることの相談を、人権擁護委員がお受けします。

☎ 総務課 (☎ 826・1111 内線 2330)

人権週間強調事項

- ◆ 女性の人権を守ろう
- ◆ 子どもの人権を守ろう
- ◆ 高齢者の人権を守ろう
- ◆ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ◆ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 外国人の人権を尊重しよう
- ◆ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◆ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 人身取引をなくそう
- ◆ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう